

岩手県告示第 553 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護又は居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 11 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社介護しずくいし	岩手郡雫石町大字西安庭第 15 地割字下長谷地 81 番地 26	デイサービスにこトピア岩手町	岩手郡岩手町大字沼宮内第 18 地割字川原木 85 番地 4	平成 18 年 3 月 20 日
株式会社サンメディック	宮城県仙台市宮城野区榴岡二丁目 4 番 19 号	デイサービスセンターにこトピア一戸	二戸郡一戸町高善寺字野田 48 番地 14	平成 18 年 3 月 30 日

2 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
北良株式会社	北上市堤ヶ丘一丁目 9 番 32 号	ケアプランステーションほくりょう	北上市堤ヶ丘一丁目 9 番 32 号	平成 18 年 3 月 30 日